

平成30年度財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、大津町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものである。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.82
②連結実質赤字比率	—	—	18.82
③実質公債費比率	10.6	11.3	25.0
④将来負担比率	—	—	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、平成29年度と同様、実質収支額が黒字であるため、実質赤字額はなく、良好な状態を示している。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、平成29年度と同様、一般会計、特別会計ともに実質黒字であるため、連結実質赤字額はなく、良好な状態を示している。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は、10.6%となっている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っており、良好な状態を示しているものの、平成29年度の熊本県内市町村平均値(7.7%)と比べると決して低い数値とは言えない。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は、平成29年度に引き続き、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、仮庁舎リース料及び室小学校増築事業などに伴う地方債の発行により、地方債の残高が前年度比348,317千円増加しているが、マイナスとなっている。早期健全化基準の350.0%と比較しても、これを大きく下回っており、良好な状態を示している。しかし、これは標準財政規模の増額や、地方債に充当することができる基金や基準財政需要額算入見込額などの充当可能財源等の増が大きく影響しているためであり、一時的なものと考えられ、決して楽観視してはならない。今後も注視していく必要がある。

3. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められない。

平成30年度公営企業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、大津町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものである。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比 率	平成30年度	経営健全化基準	備 考
①資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

①資金不足比率について

資金不足比率については、この審査の対象となっている工業用水道、公共下水道、農業集落排水のいずれの事業にも資金不足が発生していないため表記していない。

3. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項は認められない。